

2025年8月

お客様各位

豊田信用金庫

貸金庫規定改正のお知らせ

日頃は、豊田信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫は、金融庁による「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正等を受け、貸金庫業務のさらなる適正化を図るべく、下記のとおり貸金庫規定を改正いたします。

なお、改正後の規定は、従前よりお取引いただいているお客様についても適用対象となります。

当金庫は、今後もお客様に安心して貸金庫をご利用いただけますよう管理態勢強化やサービス改善に引き続き努めてまいります。

記

1. 対象規定

- ・貸金庫規定

2. 改正内容

(1) 主な改正内容

- ・貸金庫に格納できないものに「現金」を追加
- ・貸金庫の利用にあたり、利用目的の申告をいただく旨を追加
- ・取引制限条項、解約条項の追加

(2) 新旧対照表のとおり改正を行います。

3. 改正日

2025年12月1日（月）

4. ご留意事項

現在、貸金庫内に「現金」を格納されているお客様におかれましては、次回ご来店時等に「現金」のお取り出しをいただきますようお願いいたします。

以上

本件に関するお問い合わせ先
豊田信用金庫 営業統括部
電話：0565-36-1380

貸金庫規定新旧対照表

改正前	改正後	備考
<p>1. (格納品の範囲)</p> <p>(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。</p> <p>① 公社債券、株券その他の有価証券 ② 預金通帳・証書、契約証書、権利証その他の重要書類 ③ 貴金属、宝石その他の貴重品 ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの</p> <p>(2) 当金庫は前項号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。</p> <p>(追加)</p>	<p>1. (格納品の範囲)</p> <p>(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。</p> <p>① 公社債券、株券その他の有価証券 ② 預金通帳・証書、契約証書、権利証その他の重要書類 ③ 貴金属、宝石その他の貴重品 ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの</p> <p>(2) 当金庫は前項号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。</p> <p>(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</p> <p>① <u>現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u> ② <u>危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常用法による保管に適さないもの</u></p>	<p>貸金庫に格納できないものを規定。</p>
<p>(追加)</p>	<p>2. (利用目的の確認)</p> <p>(1) <u>貸金庫の契約の締結または利用等に当たっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申し出なければならないものとします。</u></p> <p>(2) <u>貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、当金庫は、貸金庫室内外でのカメラ撮影や利用時の職員立ち合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u></p>	<p>貸金庫の利用目的の確認を行う旨を規定。</p>
<p>2. (契約期間等)～7. (印章、鍵の喪失時等の取扱い)</p> <p>8. (印鑑証明)</p> <p>開庫依頼書、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをいたしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。</p>	<p>3. (契約期間等)～8. (印章、鍵の喪失時等の取扱い)</p> <p>9. (印鑑照合)</p> <p>開庫依頼書、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをいたしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。</p>	<p>条番号繰下げ。 誤表記修正。</p>
<p>9. (損害の負担等)</p> <p>10. (反社会的勢力と取引拒絶)</p> <p>この貸金庫は、第11条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができます。第11条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫は使用申込みをおことわりするものとします。</p>	<p>10. (損害の負担等)</p> <p>11. (反社会的勢力と取引拒絶)</p> <p>この貸金庫は、第13条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができます。第13条第2項各号の一にでも該当する場合には、当金庫は使用申込みをお断りするものとします。</p>	<p>条番号繰下げ。 表記の修正。</p>
<p>11. (取引の制限等)</p> <p>(1) 当金庫は、借主の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。借主から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する借主の回答、具体的な取引の内容、借主の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、(追加)もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、借主からの合理的な説明等にもとづき、<u>取引の一部を制限した事由が解消された</u>と当金庫が認める場合、前2項にもとづく当該取引の制限を解除します。</p>	<p>12. (取引の制限等)</p> <p>同左</p> <p>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する借主の回答、具体的な取引の内容、借主の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、<u>拡散金融</u>、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(3) 前各項に定めるいずれの取引の制限についても、借主からの説明等にもとづき、<u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消された</u>と当金庫が認める場合、前各項にもとづく当該取引の制限を解除します。</p>	<p>変更なし。 取引制限事由の追加。 取引制限事由の追加。</p>
<p>12. (解約等)</p> <p>この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。</p>	<p>13. (解約等)</p> <p>この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。</p>	<p>変更なし。</p>

貸金庫規定新旧対照表

改正前	改正後	備考
<p>(1) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。</p> <p>第 2 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>① 借主が利用料を支払わないとき</p> <p>② 借主について相続の開始があったとき</p> <p>③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき</p> <p>④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき</p> <p>(追加)</p> <p>⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>⑥ この契約がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、(追加) 経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p>	<p>(1) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。</p> <p>第 3 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>① 借主が利用料を支払わないとき</p> <p>② 借主について相続の開始があったとき</p> <p>③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき</p> <p>④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき</p> <p>⑤ <u>カードの改ざん、不正使用その他相当の事由があるとき</u></p> <p>⑥ 借主または代理人がこの規定に違反したとき</p> <p>⑦ <u>借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u></p> <p>⑧ <u>本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u></p> <p>⑨ <u>当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって借主について確認した事項および前条第 1 項に定める借主の情報の各種確認や提出された資料、第 2 条に定める利用目的の申出内容に偽りがあることが明らかになった場合</u></p> <p>⑩ この契約がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、<u>拡散金融</u>、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p>	<p>解約事由の追加。</p>
<p>(2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知をすることにより契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、第 1 項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。</p> <p>① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 借主または代理人が、次のいずれか (追加) に該当したことが判明した場合</p> <p>A 暴力団</p> <p>B 暴力団員</p> <p>(追加)</p> <p>C 暴力団準構成員</p> <p>D 暴力団関係企業</p> <p>E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</p> <p>F その他前各号に準ずる者</p> <p>(追加)</p> <p>③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <p>A 暴力的な要求行為</p> <p>B 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫(追加)を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</p> <p>E その他前各号に準ずる行為</p>	<p>(2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知をすることにより契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、第 1 項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。</p> <p>① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 借主または代理人が、次のいずれか (以下、これらを「暴力団員等」といいます。) に該当したことが判明した場合</p> <p>A. 暴力団</p> <p>B. 暴力団員</p> <p>C. <u>暴力団員でなくなった時から 5 年を経過していない者</u></p> <p>D. 暴力団準構成員</p> <p>E. 暴力団関係企業</p> <p>F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</p> <p>G. その他前記 A から F に準ずる者</p> <p>③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合</p> <p>A. <u>暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p>B. <u>暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p>C. <u>自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u></p> <p>D. <u>暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p>E. <u>役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p>④ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の<u>信用</u>を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他前記 A から D に準ずる行為</p>	<p>解約事由の追加。 脱字追加。</p>
<p>(3) 前 3 項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として下記の割合で料金を支払ってください。</p> <p>① 6 ヶ月未満……所定額の半額</p> <p>② 6 ヶ月以上……所定額の全額</p>	<p>(3) 前各 項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として下記の割合で料金を支払ってください。</p> <p>① 6 ヶ月未満……所定額の半額</p> <p>② 6 ヶ月以上……所定額の全額</p>	<p>表記の修正。</p>
<p>(4) 第 1 項から第 3 項の明渡しが 3 ヶ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。</p>	<p>(4) 前各 項の明渡しが 3 ヶ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。</p>	<p>表記の修正。</p>

貸金庫規定新旧対照表

改正前	改正後	備考
(5) 利用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだいしはらってください。	同左	変更なし。
13. (貸金庫の修繕、移転等) ~16. (規定の変更)	14. (貸金庫の修繕、移転等) ~17. (規定の変更)	条番号繰下げ。

以 上